



『お盆の過ごし方』



皆さんは、今年のお盆の予定はお決まりですか？新型コロナウイルスの影響もあり、アンケート調査によっては約8割の人が「帰省する予定はない」と回答した結果があるそうです。お寺でもオンライン参拝や法要をライブ配信などの方法を検討しているなんて話も。新しいお盆の過ごし方がこうして確立されていくのかもしれませんが。自宅で家族みんなでお盆について話をする、それだけでもご先祖様は喜んでくれるような気がします。さて、「めがね税理士通信」2020年8月号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここをチェック！！

【新型コロナウイルス感染症関連】家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症による影響を受ける事業者を支援していくため、現在、様々な施策が打ち出されております。そこで今回は地代・家賃(賃料)負担の軽減を目的とした「家賃支援給付金」についてご案内致します。

家賃支援給付金の申請期間は、**2020年7月14日～2021年1月15日**、原則専用サイトからの**オンライン申請**となります。

支給対象者(①②③すべてを満たす事業者)

①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象となります。

②**5月～12月の売上高**について、**1ヵ月**で前年同月比**▲50%以上**または、**連続する3ヵ月**の合計で**前年同期比▲30%以上**

③**自らの事業のために占有する土地・建物の賃料**を支払っていること



給付額と算定方法

- 法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。
- 申請時の直近1ヵ月**における**支払賃料(月額)**に基づき算定した**給付額(月額)の6倍**

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+【支払賃料の75万円の超過分×1/3】 ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+【支払賃料の37.5万円の超過分×1/3】 ※ただし、50万円(月額)が上限

※申請に必要な書類

- ①自署の誓約書
- ②売上減少を証明する書類(確定申告書控え、売上台帳等)
◆法人・個人により必要書類が異なります。
◆確定申告書控えに収受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていない場合には別途、『受信通知』が必要になります。
- ③賃貸借契約の存在を証明する書類(賃貸借契約書等)
- ④申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類(銀行通帳の写し、振込明細書等)
- ⑤給付金の振込先口座情報(通帳コピー等)
- ⑥(個人事業者のみ)運転免許証等の本人確認書類



※ 必要書類に関しては、標準的なケースを想定し記載しております。申請にあたっては、事前に専用サイトに必ず内容をご確認ください。(https://yachin-shiengojp/index.html)

合同誕生日会を開催しました！

むかいアドバイザーグループの堀です。県内での新型コロナウイルスの感染が少し落ち着き、在宅勤務中心で閑散としていた事務所内にも以前の活気が少しずつですが戻ってきたように感じています。しかし、都心部を中心にまだまだ感染拡大に予断を許さない状況ですので、私たちも日々「3密」を意識しながら過ごしていきたいところです。

さて弊所では毎月誕生日会を行っているのですが、緊急事態宣言中に開催することが難しかった月の合同誕生日会を先日ようやく行うことが出来ました。歳を取るとついつい誕生日を忘れがちになりますが…年に1度しかない日なので大切にしていきたいなと感じました！



一人の知恵には限りがある。限りのある知恵で長い人生を歩み、広い世の中を渡ろうとするのだから、ともすればあちらで迷い、こちらでつまづく。この世の中に住む限り、人々はみなつながっているから、自分がつまづけば他人も迷惑をする。他人に迷惑をかけるくらいなら、一人の知恵で歩まぬ方がいい。分からないことは聞くことである。知らないことはたずねることである。相手がどんな人であろうと、謙虚な気持ちがあるならば思わぬ知恵が与えられる。つまり一人の知恵が二人の知恵になるのである。一人の知恵で歩まぬよう心がけたいものである。(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP 研究所)



たかこサンの相続相談室



『有価証券の家族信託』

Aさん：高齢の父の財産管理に備えて、家族信託の利用を考えています。不動産と金銭の他にも、父が保有している有価証券（上場株式）を、受託者である私に信託してもらいたいと考えていますが、可能でしょうか？

たかこサン：有価証券（上場株式）の信託は、法律上は可能ながら、実務上対応できていない状態が続いていました。具体的には、対応している証券会社がなかったのです。しかし、ここ最近はその状況も変化してきており、いくつかの大手証券会社では家族信託への対応が始まり、有価証券の信託口座を開設できるようになったのです。

Aさん：以前は、対応している証券会社がないと聞いていたのですが、それは朗報ですね。有価証券（上場株式）を家族信託しておくメリットを教えてください。

たかこサン：有価証券（上場株式）に関しては、所有者の方が認知症等になり判断能力がなくなってしまった場合には、売却したり、新たに購入することはできなくなります。これは、判断能力がなくなると、預貯金が引き出せなくなったり、不動産を売却したりできなくなることに同じです。特に、大規模な経済危機や、昨今の新型コロナによる株価の急落などが起こった際には、所有者の方の判断能力がないために有価証券（上場株式）を売却できない状態になったときは、非常に大きな損害を被る可能性があります。その点、有価証券（上場株式）を家族信託し、証券会社の信託口座で管理しておけば、受託者（Aさん）の判断で、売却などを行うことができます。注意点としては、家族信託に対応している証券会社であっても、信託口座の開設にあたっては、証券会社ごとに決められた要件を満たす信託契約書である必要があります。そのため、有価証券の家族信託をご検討の際には、証券会社への要件の確認が必須となります。



お気軽にご相談ください 受付時間 9:00~21:00(平日・土日祝)

無料相続相談のご予約はこちら **0120-779-155**

税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい

発行元



つねに むかに

むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人
むかいアドバイザリー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子
【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301 (受付時間: 平日 9:00~18:00)
【FAX】076-254-0302 【Email】info@mukai-group.com

【HP】

- むかいアドバイザリーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sanglier.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>